塩事業法施行規則の一部を改正する省令

塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。